

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（北摂交通圏）及び指定の期限の延長（富山交通圏、南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏及び久留米市）に係る審議（1回目）

1. 日 時

平成31年4月9日（火） 10:30～11:35

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

自動車局：金指旅客課長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 中野、塚田

4. 議事概要

- 自動車局から、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（北摂交通圏）及び指定の期限の延長（富山交通圏、南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏及び久留米市）の概要等について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 特定地域のデータを蓄積する中で、特定地域の指定から解除される要因やポイントは整理しているのか。また、整理した要因等を各地域で指導する運輸局との間で情報共有は着実にしているのか。
 - ② タクシー業界の持続可能性も大事であるが、タクシーの利活用についてより広い視点から検討してもよいのではないか。交通の様々なモードとうまく組み合わせ、効率的に地域の利便性や質を高めるご指導をお願いしたい。
 - ③ 日車営収はあくまで収入を一台あたりで割ったもので、重要な数字であるが実働実車率の趨勢もきちんと押さえて、活性化を図っていかない限り特定地域の指定から解除されないという指導を各地域にしていくべきではないか。

等について、意見・質問があった。

- これに対し、自動車局からは、
 - ① ご指摘の通り、指定から解除された要因やポイントを確認し、今後説明していくべきであり、昨年指定を解除された5地域の例を参考にデータを蓄積し、まだ解除されていない地域を指導してまいりたい。
 - ② ご指摘を踏まえ、今後検討して参りたい。
 - ③ 運輸審議会から頂いたご指摘は毎回運輸局と共有し、運輸局から各地の協会の事務局へ共有している。活性化に関しては事業者の意識も高く、事業者の活性化に向けた取組をこちらも深掘りしていくことによって、当制度の目的を達成することを徹底していきたい。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。